

令和元年度田野町財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

●財政健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 指標）等により、「健全段階」、「早期健全化」、「財政再生」の 3 つの段階に区分されます。

上記の 4 指標のうち、一つでも「早期健全化」、「財政再生」の基準値以上となれば、財政健全化計画を策定し、財政健全化を図ることとなります。

●健全化判断比率について

- ①実質赤字比率・・・一般会計の決算（単年度）における赤字の程度を示します。
- ②連結実質赤字比率・・・一般会計と特別会計（国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、簡易水道事業会計）の決算（単年度）における赤字の程度を示します。
- ③実質公債費比率・・・借入金（町債）返済額の大きさを示します。（過去 3 ヶ年平均）
- ④将来負担比率・・・年度末時点での借入金（町債）残高と将来支払わなければならない負担金等の残高の大きさを示します。

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
田野町（令和元年度）	—	—	2.6%	—
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	—

- ① 実質赤字比率は、令和元年度（一般会計）決算において、約 50 百万円の黒字を計上しているため、当該比率は該当しません。【健全】
- ② 連結実質赤字比率は、令和元年度（全会計の決算合計）において、約 53 百万円の黒字を計上しているため、当該比率は該当しません。【健全】
- ③ 実質公債費比率は、早期健全化基準（25%）を下回っており、「健全段階」にありますが、今後の普通交付税の動向や地方債償還額の状況を注視する必要があります。【健全】
- ④ 将来負担比率は、令和元年度末時点での将来負担額よりも基金残高等の充当可能財源額が多いため、当該比率は該当しません。【健全】

●資金不足比率について

公営企業（簡易水道事業会計）の決算（単年度）における資金不足の程度を示します。

	資金不足比率
田野町（令和元年度）	—
早期健全化基準	20.0%

- 簡易水道事業会計は、令和元年度決算において約 1.0 百万円の黒字を計上しているため、当該比率は該当しません。【健全】

※田野町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は上記のとおり各基準を下回りましたが、今後も厳しい財政運営が予想されることから、引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいります。